

令和3年第1回東栄町議会定例会（最終日）

令和3年3月17日（水）
東栄町役場会議室

行政報告（直接請求に係る経過について）

令和3年第1回東栄町議会定例会の最終日に行政報告をさせていただくのは、本来あまりないことかもしれませんが、東栄町にとって今回の条例制定（改廃）直接請求については、大変重要なことと認識しておりますので、これまでの一連の経過について、議長のお許しをいただいておりますので、議会に報告させていただきます。

なお、報告をこの最終日とさせていただいたのは、直接請求の要旨である人工透析・入院・救急医療を義務付ける「東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」の審議が終了したからです。

審議前にこの報告をした場合、請求目的の人工透析・入院・救急医療の3点についての熟議ができないと判断したものです。

一般質問でも2名の方がこのことについての質問をされましたが、議会だよりでは、質問に対する回答は十分なスペースもなく記述いただけませんので、今回議会への報告を終えたのち、町民にお知らせしてまいりたいと考えていますので、よろしくお願いします。

それでは、お手元に配布した資料等もご覧いただき、「直接請求に係る経過について」ご報告させていただきます。

○令和2年12月1日

条例制定（改廃）請求書が、請求代表者である西谷賢治氏から選挙管理委員会あてに提出・受理され、地方自治法で定める直接請求のための署名活動が令和2年12月2日から始まり、令和3年1月2日で終了。

○令和3年1月7日

署名簿提出。

○令和3年1月8日

選挙管理委員会による審査開始。1月27日で20日間となりますが、1月25日に審査期間延長の通知を請求代表者西谷氏に通知し、2月9日まで審査

期間を延長することとしました。

○令和3年1月28日

守る会の皆さんが、役場に大勢で押しかけ、審査期間の延長に対する抗議と審査で認められている「現地調査」の中止を選挙管理委員会に対して行っています。

※別添資料1のとおり、選挙管理委員会の「現地調査」を妨害し、さらに審査途中における段階での「守る会の都合・論点」を言い募る行為でありました。

また、審査途中であるにも関わらず、1月28日と2月2日に署名審査録の公開請求を行っています。(2月5日に非公開決定)

○令和3年2月8日

東栄町人工透析・入院を守る会より、「速やかな直接請求署名の審査結果の告示を求める」要望書により、役場に来庁し、選挙管理委員会に要望を行いました。

※別添資料2のとおり、審査のための「現地調査」を中止させておきながら、今度は「書面調査」までも妨害しようとした内容であります。さらに文書中にあるように「国家賠償法（公務員の不法行為）」や「プライバシー侵害」までもチラつかせる行為は、問題があったのではないかと思います。

○令和3年2月9日

選挙管理委員会が署名者数・有効署名者総数の告示

○令和3年2月10日から2月16日

署名簿の縦覧期間

○令和3年2月10日から2月24日

異議申出審査

○令和3年2月24日

署名の効力確定・有効署名総数の告示（有効署名の総数 977人）

○令和3年2月24日

請求代表者西谷氏から、請求書・署名簿提出（しかし署名収集証明書が未提出のため受理せず）

○令和3年2月25日

請求代表者西谷氏より署名収集証明書提出、請求代表者に補正を説明（町長同席のもとで総務課長より）し、24日を25

日とすることで承諾し、提出することを約束。

その後、請求代表者の補正の承諾を得ていたにも関わらず、浅尾もと子議員と浅尾大輔氏、西谷代表の3名で町長室に補正対応はできないとの理由で押し付けてまいりました。私どもは西谷代表の了解を得ていることをお伝えしましたが、納得いただけず、「お引き取りいただきたい」旨を何度もお願いしましたが、居座ったため、やむなく警察署に通報することとしましたが、書類のみを町長室のデスクに一方向的に置いていったため、警察には通報しませんでした。その後、正式な文書により、書類一式を返還させていただきました。

※別添資料3のとおり、しかし浅尾もと子議員のSNSによると「本請求を受け付けず、突き返すという暴挙にでました。」と流しています。さらには、送った正式文書は載せず、封筒だけを載せるという事実についても、非常に残念に思います。

○令和3年2月26日

請求代表者西谷氏は来庁するとの約束でしたが来庁せず、代表者ではない浅尾大輔氏から「本請求を完了」と一方向的にFAXで書類を送信してきました。西谷氏には総務課長から電話連絡をするも全く応答がなく、最終的にはこちらの配慮により25日付けで受理することに決定しました。(27日、28日は休日となり事務処理ができないため)

○令和3年3月1日

このままでは本請求が成立しなくなるため、2月26日のFAX書類を原本受理し、受理した旨を西谷代表に通知するとともに、請求要旨等の告示を行ったものであります。(このような対応措置を取らなかったとしたら、本請求は正式に受け付けることができなかつたものと思われれます。)

○町としましては、本請求を受けたのち、所管の医療センターと請求要旨による請求の内容を確認し、請求側の条例案の精査等も行いながら、町としての意見書の検討を重ね、本議会定例会の開催期間中において、ご審議いただけるよう準備ができた段階で上程させていただいたところであります。

① 3月11日 議会運営委員会で日程協議

② 同日 議会予算特別委員会終了後、本会議を開催し条例案を上程

③ 3月17日 議会本会議で西谷請求代表者が意見陳述、質疑、討論、評決審議の結果、条例案は賛成少数で否決されたところであります。

以上が、今回の一連の直接請求に係る経過となりますが、冒頭でお話させていただいたとおり、審査途中でこのような経過を報告することで、混乱を招き本請求の要旨にある人工透析・入院・救急医療の3点についての熟議ができなくなること、そして選挙管理委員会への過度の負担をおかけすることを考えて、今回の議会最終日での報告とさせていただきました。

報告させていただいた内容につきましては、納得がいかないことばかりであり、このままにしておくことはできないと考えたところであります。

東栄町人工透析・入院を守る会の皆さんの言われることも理解できない訳ではありませんが、ここで頑張らせていただいている先生方を信頼し、最低限必要とする医療を皆さんと共に支えて守っていかなくてはなりません。まだ、人口の減少は続きます。ここ数年維持できても将来において維持できなければ意味がありません。そして、限られた町の財源と人材の中で、将来において、持続可能な医療を実現するために全力で取り組んでまいりますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

最後にこの一連の件につきまして、全て浅尾もと子議員が関係しています。1月28日の抗議の場、2月8日の要望の場においても、同席されています。さらには町長室に押しかけた2月25日にもご一緒されており、資料3のとおり、SNSにも投稿されています。

また、この直接請求に係るやり取りについては、今議会一般質問においても本人の質問の中で具体的に発言されていますので、私の作り話ではなく、事実を証明できるものと考えています。本日は一般質問が終わったばかりですので、その時の一般質問の議事録（抜粋）は未定稿であります但添付しております。※資料4のとおり、その発言の一部では「今回町選管に質問する理由は私が町の選管が公平、公正とは思えない、町長に忖度したのではないかと思われる。そういった根拠があるからです。」など、発言内容をご覧いただければ、私が報告した内容と相違ないものです。また、後日ユーチューブで配信される町議会一般質問の映像により、皆さんもご確認いただけるものと思います。

そして、こうした行動は、議会議員としてのモラルにかけものではないかと思えます。

このような状況をご確認いただくとともに、東栄町議会としてもしっかりと検証していただけるようお願い申し上げ、直接請求に係る一連の経過についての行政報告といたします。